



## オーストラリアにおける保険ソルベンシー規制と IFRS 17 の調和に向けた取組み

2022 年 3 月

## 目次

オーストラリアにおけるソルベンシー規制の改正の経緯.....	3
規制の最終改正案：主な論点と業界および APRA の見解.....	5
考察：日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の検討の観点から.....	11

## オーストラリアにおけるソルベンシー規制の改正の経緯

オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board：AASB）は2017年7月、保険契約の新たな会計基準であるAASB 17を公表した<sup>1</sup>。当初は2021年1月とされていたその適用開始日は、現時点では2023年1月に設定されている<sup>2</sup>。AASB 17は、国際会計基準審議会（IASB）が策定する保険契約にかかる財務報告基準IFRS 17を取り込んだものであり、「AASB 17を遵守する営利企業はIFRS 17を遵守している」と整理されている。

AASB 17における「結論の根拠（AASB Basis for Conclusions）」では、オーストラリアに固有の事項にかかる記述が設けられている。その中で、開示にかかるいくつかの記述は、ソルベンシー規制とも関連するものである。AASB 17の採択によって、例えば、AASB 1038（生命保険契約の会計基準）において求められている「法定ファンドごとの規制上のソルベンシー・ポジションの開示」や「保険負債の評価額が生命保険法の要件に従ったものであることの開示」など、AASB 1023（損害保険契約の会計基準）およびAASB 1038におけるオーストラリアに固有の開示規制は求められなくなる。この点について、AASB 17では、「AASBは、AASB 17の適用が開始されるまでの間において、これらの情報の開示の有用性についてさらに検討する」とされている。

AASBがAASB 17を公表して以降、オーストラリアの（銀行および）保険監督当局であるオーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority：APRA）は、保険会社に対するソルベンシー規制とAASB 17とを可能な範囲で調和させる方向で検討してきている。その理由の一つは、保険会社向けの資本規制（Life and General Insurance Capital：LAGIC）の枠組みが会計基準をベースとしていることにある。

APRAは2017年9月、AASB 17の潜在的な影響を把握するためのサーベイを行い<sup>3</sup>、2018年5月にはその結果を含むステータス・アップデート<sup>4</sup>を、また、同年11月には、AASB 17をLAGICに取り込むためのロードマップ<sup>5</sup>をそれぞれ公表した。その後、APRAは、2019年9月に市中協議に付した「監督上の報告およびLAGICの見直しの方向性と論点書」<sup>6</sup>に対して寄せられたフィードバックを踏まえ、2020年11月、「AASB 17の保険会社向けの資本と報告枠組みへの統合とLAGIC枠組みのアップデート」と題するディスカッション・ペーパー（DP）<sup>7</sup>を公表した<sup>8</sup>。

2020年11月のDPは、①AASB 17の導入を受けた保険資本規制のアップデート、②AASB 17の導入を受けた監督上の報告の枠組みのアップデート、③①以外の理由によるLAGIC

<sup>1</sup> AASB (2017) 'AASB Standard – Insurance Contracts', [https://www.aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASB17\\_07-17.pdf](https://www.aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASB17_07-17.pdf).

<sup>2</sup> AASB (2021) 'Compiled AASB Standard – Insurance Contracts', [https://aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASB17\\_07-17\\_COMPjul20\\_01-23.pdf](https://aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASB17_07-17_COMPjul20_01-23.pdf).

<sup>3</sup> APRA (2017) 'APRA's approach to AASB 16 leases and AASB 17 insurance contracts', [https://www.apra.gov.au/sites/default/files/Letter%2520to%2520industry%2520on%2520AASB%252016%2520and%252017\\_0.pdf](https://www.apra.gov.au/sites/default/files/Letter%2520to%2520industry%2520on%2520AASB%252016%2520and%252017_0.pdf).

<sup>4</sup> APRA (2018) 'Update on new accounting standards – AASB 16 and AASB 17', [https://www.apra.gov.au/sites/default/files/letter\\_to\\_industry\\_new\\_accounting\\_standards\\_aasb\\_16\\_aasb\\_17.pdf](https://www.apra.gov.au/sites/default/files/letter_to_industry_new_accounting_standards_aasb_16_aasb_17.pdf).

<sup>5</sup> APRA (2018) 'Roadmap for integration of AASB 17 insurance contracts into the capital and reporting frameworks for insurers', [https://www.apra.gov.au/sites/default/files/aasb\\_17\\_roadmap\\_letter.pdf](https://www.apra.gov.au/sites/default/files/aasb_17_roadmap_letter.pdf).

<sup>6</sup> APRA (2019) 'Information request and consultation on directions for integration of AASB 17 insurance contracts into the capital and reporting framework for insurers', [https://www.apra.gov.au/sites/default/files/letter\\_-\\_information\\_request\\_and\\_consultation\\_on\\_directions\\_for\\_integration\\_of\\_aasb\\_17\\_insurance\\_contracts\\_into\\_the\\_capital\\_and\\_reporting\\_framework\\_for\\_insurers.pdf](https://www.apra.gov.au/sites/default/files/letter_-_information_request_and_consultation_on_directions_for_integration_of_aasb_17_insurance_contracts_into_the_capital_and_reporting_framework_for_insurers.pdf).

<sup>7</sup> APRA (2020) 'Integrating AASB 17 into the capital and reporting frameworks for insurers and updates to the LAGIC framework', [https://www.apra.gov.au/sites/default/files/2020-11/Integrating%20AASB%2017%20into%20the%20capital%20and%20reporting%20frameworks%20for%20insurers%20and%20updates%20to%20the%20LAGIC%20framework\\_0.pdf](https://www.apra.gov.au/sites/default/files/2020-11/Integrating%20AASB%2017%20into%20the%20capital%20and%20reporting%20frameworks%20for%20insurers%20and%20updates%20to%20the%20LAGIC%20framework_0.pdf).

<sup>8</sup> 同ディスカッション・ペーパーの概要は、デロイト「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 5, 2020年11月～12月）」記事1を参照。[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202012\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202012_ins_regulation.pdf)

のアップデート、それぞれについての論点を提示していた。  
AASB 17 との関係では、①の保険資本規制については、現  
行の規制要件をおおむね維持すること、②の報告枠組みに  
ついては、いくつかの例外を除き、基本的には、現行の監督

上の報告枠組みを AASB 17 に合わせること、が大きな方向  
性として示されていた。



# 規制の最終改正案：主な論点と業界および APRA の見解

2020 年 11 月に公表した DP に対して寄せられたコメントを踏まえ、APRA は 2021 年 12 月、定量的影響度調査（QIS）のパッケージとともに、以下の 3 つの文書を公表した。

- APRA の見解書（Response Paper）：2020 年 11 月の DP に対して寄せられたコメントのサマリーと、それに対する APRA の見解を述べたもの。
- 資本（健全性）基準改正案（生保、損保）
- 監督上の報告基準改正案（生保、損保）

今後、APRA は、資本基準および監督上の報告基準それぞれの改正案について、2022 年 3 月末を期限としてコメントを受け付けた後、2022 年第 3 四半期までに両基準を最終化し、2023 年 7 月に施行することを予定している。

以下では、APRA の見解書をベースに、次の 8 つの主要な論点について、APRA の当初案、業界からのフィードバック、および、APRA の見解を整理するとともに、日本へのインプリケーションを考察する。

## < 8 つの主要な論点 >

1. 資産の測定のための公正価値要件
2. 資本規制におけるリスク・マージン要件
3. 保険負債の測定に用いる割引率
4. 保険負債の測定に用いる割引率における非流動性プレミアム（生保）
5. 再保険の契約の手続き要件（損保）
6. 会計上の純資産への調整
7. 内部モデル
8. 報告枠組み

## 1. 資産の測定のための公正価値要件

**論点：**オーストラリア会計基準では公正価値で測定することが求められていない資産も含めて、すべての資産を公正価値で測定するかどうか。（背景：損保の資本基準（GPS）では、資産に対する資本チャージは公正価値をベースとするのか否かが必ずしも明確でない。）

### ■ APRA の当初案<sup>9</sup>

- 全ての資産を公正価値で測定する。

### ■ 業界からのフィードバック<sup>10</sup>

- 公正価値をベースに資産に対する資本チャージを決定するという原則は概ね支持。他方で、大多数は、非金融資産や短期債権など、保険会社の貸借対照表上、公正価値で測定することができない資産があり、それらについては、公正価値での評価を義務付けられるべきではない。
- その他、2 つの測定基準を維持することにより、複雑さが増し、保険会社にベネフィット見合いで不要なコストが発生し得る、との意見もあった。

### ■ APRA の見解

- 非金融資産、短期債権および会社間債権債務は引き続き会計基準で測定することを認める。それ以外の資産は公正価値で測定する。（生保の健全性基準も同様にアップデートする。）

### ■ 日本へのインプリケーション

- 資産・負債の測定について、日本においても会計基準と健全性規制が異なることとなる場合、複雑さや煩雑さが増加する可能性がある。

<sup>9</sup> 2020 年 11 月のディスカッション・ペーパーで示された案。以下同様。

<sup>10</sup> 2020 年 11 月のディスカッション・ペーパーに対して示された業界からのフィードバック（コメント）。以下同様。

## 2. 資本規制におけるリスク・マージン要件

**論点：**AASB 17 ではリスク調整（非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの不確実性に対する対価）を計上するが、APRA の資本規制ではどのような取扱いとするか。（現行規制：生保ではリスク・マージン要件なし、損保ではリスク・マージン要件あり。）

### ■ APRA の当初案

- 生保：リスク・マージン要件を導入しない。（残存価値（termination value）要件を引き続き適用。）
- 損保：現行のリスク・マージン要件を引き続き適用する。AASB 17 におけるリスク調整の原則とは異なるものであると整理。

### ■ 業界からのフィードバック

- 生保：提案を支持。
- 損保：リスク・マージン要件を変更しないことを概ね支持。一部から、会計上のリスク調整と規制上のリスク・マージンをそれぞれ計算する負荷を軽減するため、中央推定値に対して適用する係数を定めてはどうか、という提案もあった。

### ■ APRA の見解

- AASB 17 で求められるリスク調整とリスク・マージン要件とは異なる概念であり、現行の基準を維持する。中央推定値に対する係数を所与とすることは、リスク・マージンの有効性を軽減させるものとなる。

### ■ 日本へのインプリケーション

- 日本においても、新ソルベンシー規制下で導入される予定の MOCE と IFRS 17 のリスク調整の計算方法が異なることとなる場合、二重で計算が必要となる可能性がある。
- また、APRA の損保におけるリスク・マージン算出のための係数を所与とすべきかどうかという議論について、日本で導入予定の新規制においても、計算に必要なパラメータを当局が定めるべきか各社の判断とすべきかという議論がある。比較可能性や計算負荷の観点を考慮しつつも、各社の実態を反映し、経済価値ベースの性質を損なわないことを重視する考え方もあり、その意味で、APRA の判断は参考になる可能性がある。

## 3. 保険負債の測定に用いる割引率

**論点：**AASB 17 における割引率は、貨幣の時間価値、キャッシュ・フローの特性、保険契約の流動性の特性を反映することとなっているが、資本規制ではどのような取扱いとするか。（現行規制：生保はリスク・フリー・レート＋（特定の商品の場合）非流動性プレミアム、損保はリスク・フリー・レート。）

### ■ APRA の当初案

- 生保、損保いずれも、現行の資本規制における割引率に関する要件を変更しない（＝損保については非流動性プレミアムを勘案しない）。

### ■ 業界からのフィードバック

- 損保について、非流動性プレミアムを認めるよう再考すべきという意見（1件）があった。非流動性プレミアムを認めることによる影響は軽微である一方、運用上の労力と複雑さが軽減され、非流動性プレミアムの使用はリスク・フリーの原則に反するものでなく、保険業界全体で一貫したアプローチを採用する機会である、というのがその理由。

### ■ APRA の見解

- 現行の規制を維持する。現行の割引率および非流動性プレミアムに関する考え方は、主観を最小

限のものとし、また、より健全な結果をもたらすものとして妥当であると考えている。(生保については、一部技術的な変更を提案。概要は「4」を参照。)

#### ■ 日本へのインプリケーション

- 生保については、現行規制と変わらずボトムアップ・アプローチを採用予定であり、AASB 17 でボトムアップ・アプローチが採用されていることと整合的である。一方で、後述の通り、非流動性プレミアムの算出方法に違いが生じる可能性があり、二重の計算負荷、資本規制と会計での割引率の水準の差異をもたらす可能性がある。
- 日本において、資本規制と IFRS 17 で異なる割引率が適用されることとなる場合、二重で計算が必要となる可能性がある。二重計算の負荷を軽減し、また、算出結果の差異も勘案すると、予定されている新規制におけるスプレッドの算出方法を IFRS 17 の適用の検討に際して考慮する余地もあると考えられる。

#### 4. 保険負債の測定に用いる割引率における非流動性プレミアム (生保)

**論点：**生保の特定商品に適用される非流動性プレミアムをどのように決定すべきか。(現行規制：計算基準日から10年以内は「 $15\% \times AA$  スプレッド +  $15\% \times A$  スプレッド」、計算基準日から10年目以降は「20bp」。)

#### ■ APRA の当初案

- 非流動性プレミアムの計算方法を更新し、また、代替的な計算方法を検討する意向を表明。(後者については、オーストラリア準備銀行(RBA)が非流動性プレミアムの計算に必要なデータの公表時期を変更したため、一部の保険会社にとっては代替的な手法が必要となっていた、という背景がある。)

#### ■ 業界からのフィードバック

- 代替的な手法について、保険会社が独自に非流動性プレミアムを決定することを許容すること、

APRA が独自のデータを公表すること、などが提案された。

#### ■ APRA の見解

- 計算基準日から10年以内の流動性プレミアム =  $33\% \times A$  格3年国債のスプレッド。
- RBA が公表するデータからスプレッドを求めることが現実的ではない場合、スプレッドの最良推定値を使用。ただし、この推定値は故意に過小または過大に評価されてはならない。

#### ■ 日本へのインプリケーション

- 割引率における非流動性プレミアムの見積り方法は、IFRS 17 における課題の1つであり、APRA の方法は参考事例となる可能性がある。
- なお、オーストラリア・アクチュアリー会が公表している「AASB 17 に関する Information Note」<sup>11</sup>では、APRA の資本規制における非流動性プレミアムは、特に保守性の観点で、AASB 17 における非流動性プレミアムの要件を満たしていない可能性があることが指摘されており、AASB 17 と資本規制で非流動性プレミアムが異なる水準となる可能性もある。

#### 5. 再保険の契約の手続き要件 (損保)

**論点：**再保険契約の合意および契約書の締結をいつまでに完了させるべきか。

#### ■ APRA の当初案

- 近年、再保険契約の手続きが大幅に改善したことから、再保険契約の開始時から2か月以内に再保険スリップやカバー・ノートで合意し、6か月以内に再保険契約に署名するという「2か月、6か月ルール」を廃止し、契約開始時までに必要な文書上の手続きを完了することを求める(=手続きが完了した後に資本控除が可能)。手続きが完了しないことが見込まれる場合、保険会

<sup>11</sup> Actuaries Institute (2021) 'AASB 17 Insurance Contracts – Information Note (Version 3.0)',

<https://actuaries.asn.au/Library/Standards/MultiPractice/2021/INVersion3point02021.pdf>.

社は、その理由および改善策とともに、その旨を APRA に届け出る。

#### ■ 業界からのフィードバック

- 再保険契約の条件交渉が開始日以降も継続していることが多く、運用上の負担が大きくなるため、反対。
- 再保険契約の締結に厳しい期限を設けることは、再保険者により大きな交渉力を与え、再保険契約の硬化につながる。

#### ■ APRA の見解

- 再保険契約の条件と適用範囲を契約開始時までに確定し、契約書の文言の確定、押印、署名にさらに 2 か月の猶予を認める。開始時ルールを満たすことができない場合、その理由を APRA に対して説明することを求めることを意図している。
- APRA は、この提案を過渡的措置と見なし、中期的には、再保険契約が開始日までに完全に締結されることを要求するための更なる改正を検討している。

#### ■ 日本へのインプリケーション

- 再保険の控除に関して、日本でも、現行のソルベンシー規制上は、契約開始時までに必要な文書上の手続きを完了することまで求められていないことから、今後、オーストラリアにおける議論と同じ議論が生じる可能性はある。なお、保険監督上の観点からは、契約手続きが完了するまでの間に生じた保険事故に対して再保険金の支払いが合意したとおりに行われないうリスクも想定されることから、APRA の問題意識は十分に理解できる。

### 6. 会計上の純資産への調整

**論点：**資本規制で用いる資本をどのように算出するか。

#### ■ APRA の当初案

- 現行の枠組みと同様、会計上の純資産に一定の調整（プラスとマイナス）を加えて算出する。

- 規制の内容に実質的な変更が生じないよう、調整内容に一部変更を行った。それには、例えば、CET 1 に参入できる項目の追加、未収債権への資本チャージの適用などが含まれる。

#### ■ 業界からのフィードバック

- 現行の枠組みを維持することは概ね支持。
- 他方で、再保険および再保険以外の回収金、未払手数料、間接税、未収金、その他の売掛金および買掛金等について、さらなる調整が必要であるとの意見もあった。

#### ■ APRA の見解

- 業界とのディスカッションを経て、追加的に必要な調整項目が特定・分類されている。それらの調整は、概ね、AASB 17 では保険負債や資産の一部になるものの、現行の会計基準では異なる取扱いがされている発生項目（accruals）の取扱いにかかるものであり、これらについては資本基準の改正案で対応している。重要な規制上の調整および関連する税効果の影響が適切に捕捉されるよう、引き続き業界と協働する。

#### ■ 日本へのインプリケーション

- 日本において、新たな資本規制が導入された後も現行の保険会計が引き続き用いられる場合には、「現行の規制の枠組みに実質的な変更が生じない」ことを確保することは大きな課題の一つであると考えられる。予定されている新規制では会計数値からの経済価値バランスシートを算出するための調整は仕様書である程度明確化されているものの、割引率、MOCE、税効果などの調整に論点がある。

### 7. 内部モデル

**論点：**内部モデルの使用を認めるべきか否か。

#### ■ APRA の当初案

- 損保の規制上の資本の計算における内部モデルの使用を認めず、標準的手法により計算することを求める。



## ■ 業界からのフィードバック

- 反対コメントは、リスク感応的な資本管理のツールとしての内部モデルの価値に言及し、APRA の提案は業界に誤ったメッセージを発信し、資本モデルへの投資の減少につながると批判。賛成コメントは、規制上の資本の計算にかかる一貫したアプローチの有用性に言及。

## ■ APRA の見解

- 当初の提案を維持。他方で、保険会社には、強固なリスク管理や資本管理のために経済資本モデルの開発と利用を継続することを強く奨励する。
- 生保については、現状、承認された内部モデルを使用している保険会社はないものの、損保と平仄を合わせ、生保についても内部モデルの使用を認めないこととする。

## ■ 日本へのインプリケーション

- 日本の新規制では、所要資本の算出における内部モデルの利用について検討が進んでおり、2022年頃を目途に審査基準案が作成されることとなっている。その内容は、保険監督者国際機構（IAIS）が策定中の保険資本基準（ICS）における内部モデルに関する検討状況を踏まえたものとなることが想定される。
- 他方で、例えば、欧州において損保リスクや市場・信用リスクの内部モデルや、モデル化した分散効果の結果の比較可能性にかかる分析が行われている<sup>12</sup>ことなどを勘案すると、ソルベンシー規制の枠組みの第 1 の柱における内部モデルの取扱いにかかる APRA の視点は参考になるものと考えられる。

## 8. 報告枠組み

**論点：** 監督上必要な情報は、AASB 17 に基づいて作成される情報で十分なものであるか。監督上の調整がどの程度必要か。

## ■ APRA の当初案

- ①監督上の報告目的のため、追加的な商品グループを設ける（例えば、損保については D&O 保険やサイバー保険、生保については保険料がステップアップする個人向けの死亡保険や就業不能所得補償保険等）、②AASB 17 ベースの財務数値を監督上の商品グループに配分する際の原則を導入する、③保険会社の収益性やリスク・プロファイル、保険リスクをより良く理解するため、規制上の負債に関する追加データを収集する（2023 年前後での比較可能性を維持することも目的の一つ。）。

## ■ 業界からのフィードバック

- ①については、概ね支持。他方で、いくつかの回答者は、最善の努力ベースでの対応とすべきと回答。生保業界は、AASB 17 の死亡保険、高度障害保険、トラウマ保険に関するデータの監督上の有用性は低い、とコメントしている。
- ②については、プリンシプル・ベースのアプローチを用いるという APRA の提案を概ね支持。他方で、AASB 17 では、規制上の商品グループより高いレベルの商品グループで収益性を判断できることから、収益性に関する原則について明確化を求める。
- ③について、損保からは、追加のデータ収集が煩わしいとの意見が多かった。追加のデータ収集によって収益性トレンドの理解がどのように改善するかについて明確にすることを求めている。負担軽減のためには、報告頻度を四半期ごとから年ごとに減らすことを提案。生保は概ね支持的なコメント

<sup>12</sup> 例えば、EIOPA (2022) ‘Supervisory Convergence Plan for 2022’。  
[https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/publications/eiopa\\_supervisory\\_convergence\\_plan\\_2022.pdf](https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/publications/eiopa_supervisory_convergence_plan_2022.pdf)

トであったものの、頻度として四半期がより適当であると指摘。

#### ■ APRA の見解

- ①に関し、損保については当初案を維持。生保については、死亡保険、高度障害保険、トラウマ保険の一時払い保険については合算されたレベルでデータを収集するものの、それ以外の商品については別途データを収集する。
- ②については、収益性への言及を行わないこと等の変更を加える。
- ③に関し、損保の負債データの収集を既存の一連の報告に組み込み、業界が負担と考えていた要素を削除する。生保については、四半期の報告に簡素化したレポートアプローチを提案。

#### ■ 日本へのインプリケーション

- APRA が監督上必要とする情報は、AASB 17 をベースとする開示からは必ずしも得られないことが伺える。他方で、規制の変更にもない追加データが必要となったが、負荷を減らすための工夫が行われている。
- 日本においては、経済価値による資本規制が導入された場合でも会計が経済価値ベースに移行するわけではないため、報告の負荷が増加することが予想される。その場合、保険会社の負担を軽減する何らかの方策を検討することも考えられる。

## 考察：日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の検討の観点から

保険監督者国際機構（IAIS）は、現在、保険資本基準（ICS）の最終化を進めている。IAISが2022年2月に公表した2022年～2023年のロードマップ<sup>13</sup>によると、IAISは、監督上の介入基準（Prescribed Capital Requirement：PCR）としてのICS案を、2023年第3四半期に市中協議に付すことを予定している<sup>14</sup>。

日本においても、経済価値ベースのソルベンシー規制の検討が行われてきている。金融庁が2019年6月に設置した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」は、翌2020年6月に報告書を公表し、その中で、「2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行といったタイムラインを念頭に置いて、着実な検討を進める必要がある」との時間軸を明示した<sup>15</sup>。

同報告書は、ソルベンシー基準と会計基準（財務報告基準）との関係についても言及している。具体的には、例えば、「我が国における監督会計のあり方や、監督会計とソルベンシー規制の関係については・・・（中略）・・・IFRS第17号に関する実務の定着状況等も踏まえつつ、今後検討していくべき課題と考えられる」と述べている。

ソルベンシー規制とIFRS 17との関係は、金融庁が2021年6月に公表した報告書「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」<sup>16</sup>においても取り上げられている。同報告書は、「IFRSとESRは経済価値ベースで財務状態を評価する点で基本的な概念は共通するものの、IFRSは財務諸表利用者の観点から期間損益計算・業績評価に主眼を置く一方、ESRは契約者保護の観点から保険会社

の支払能力の評価に主眼を置いているため、具体的な保険負債等の計算では両者に差異が生じる可能性がある」と指摘している。

欧州に目を向けると、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、2021年3月に欧州委員会に提出した「IFRS 17のインドースメントにかかる欧州委員会へのレター」において、ソルベンシーIIとIFRS 17との関係について以下の点を指摘している<sup>17</sup>。

- IFRS 17の実施において、ソルベンシーIIとの潜在的なシナジーはあるものの、どの程度のシナジー効果があるかは、保険会社によって区々である。
- ソルベンシーIIでは保険負債の測定アプローチの要素に含まれていない契約上のサービス・マージンなど、IFRS 17に固有のビルディング・ブロックについてのシナジーはない。
- 潜在的なシナジーは、①キャッシュ・フローのプロジェクトを行うために必要な保険負債の測定のためのビルディング・ブロックや、②保険負債を測定するための保険数理システムなど、両者に高い共通性が認められる分野について、その効果が得られ得る。

「ソルベンシー規制と会計基準（財務報告基準）はそれぞれ目的を異にするものである」という点は、本稿でこれまでに取り上げたオーストラリア、日本、欧州それぞれにおける整理に共通するポイントである。ソルベンシー規制の第一義的な目的は、保険契約者の保護と保険会社の財務の健全性

<sup>13</sup> 同ロードマップの概要は、デロイト「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 19, 2022年1月～2月）」記事Cを参照されたい。  
[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202202ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202202ins_regulation.pdf)

<sup>14</sup> IAIS (2022) '2022-2023 Roadmap',  
<https://www.iaisweb.org/page/about-the-iais/public-roadmap/file/103292/iais-2022-2023-public-roadmap>

<sup>15</sup> 金融庁（2020）「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」、  
[https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626\\_hoken/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_hoken/01.pdf)

<sup>16</sup> 金融庁（2021）「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」、[https://www.fsa.go.jp/policy/economic\\_value-based\\_solvency/20210630/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/20210630/01.pdf)

<sup>17</sup> EFRAG (2021) 'EFRAG's Final Letter to the European Commission Regarding Endorsement of IFRS 17 Insurance Contracts as amended in June 2020',  
<https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublising%2Fsiteassets%2FCover%2520Letter.pdf>

の確保であると考えられ、例えば、資産・負債やリスク量の測定手法は、その目的と整合したものである必要がある。ここに、ソルベンシー規制と会計基準に生じ得る差異を正当化する根拠が求められよう。他方で、保険会社の負荷やステークホルダーの理解可能性などの観点からは、そうした差異は最小限に留まることが望ましいとも考えられる。

「差異」という文脈で、ソルベンシー規制といわゆる日本の「保険会計」との関係をどのように整理するかという点も、関連する論点の一つとなろう。日本では、保険業は財務諸表等規則において別記事業とされており、保険会社は保険業法にも基づいて財務諸表を作成することとなる。保険業法の目的は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営と保険募集の公正の確保（保険業法第1条）であり、したがって、ソルベンシー規制とその目的を共有すると考えることができる。こうした観点から、例えば、日本において新たなソルベンシー規制を導入した後も現行の保険会計が維持される場合には、その根拠は説明可能なものである必要があろう。

新たなソルベンシー規制と保険会計という文脈では、新たなソルベンシー規制の下で破綻処理の枠組みをどのように整理するかという点も論点の一つとなり得る。前述の金融庁の2021年6月の報告書は、「ESRを導入した場合には、前提条件等によっては、ソルベンシー規制上の純資産の評価と会計上の純資産の額の評価が大きく異なる事態も生じうる。

MCRに抵触し保険金等の支払い停止命令が発出された場合、結果として破綻処理開始のトリガーとなり得る。」と述べている。この点に加え、例えば、保険契約者の保険契約にかかる債権の更生手続開始時の評価額との関係でも整理が必要となろう。

新たなソルベンシー規制やIFRS 17の導入は、保険会社の経営戦略や内部管理にも影響を与え得る。例えば、現行の主要な経営指標（KPIs）や主要なリスク指標（KRIs）は、新たなソルベンシー規制やIFRS 17の下では有意な情報を提供しない、といった状況も生じ得る。また、投資家や債権者を主たる利用者として想定しているIFRSに基づく財務指標やKPIsが保険契約者や監督当局に有用な情報を提供するか、といった点も検討を要しよう。保険会社は、KPIsをあらためて検討するに際し、「誰が当該KPIのステークホルダーであるのか」という視点を持つことが重要となろう。

顧客本位の業務運営の重要性に対する認識が高まり、また、それを確保するための取組みが進展する中で、保険会社の財政状態、経営成績、ソルベンシーの状況にかかる情報が、関係するステークホルダーの判断に資するものとなることが確保されるよう、今後の各国の当局の動向や保険会社の取組みを注視していくことが重要となる。

以上

注：本稿における意見は、執筆者の私見であり、執筆者が所属する組織の公式な見解を示すものではない。

## 執筆者

**小林 晋也**／Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**丹波 俊明**／Toshiaki Tamba

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**富樫 寛之**／Hiroyuki Togashi

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**向田 裕人**／Yuto Mukaida

シニアスタッフ

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**安藤 啓行**／Hiroyuki Ando

シニアスタッフ

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもつて専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動される前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001